

公益財団法人愛知県スポーツ協会スポーツ仲裁に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「協会」という。）が行ったスポーツ競技又はその運営を巡る紛争について、スポーツに関する法及びルール
の透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与すべく設立された公益財団法人日本
スポーツ仲裁機構（以下、「仲裁機構」という。）の仲裁によって迅速かつ公正中
立に解決することを目的とする。

(仲裁の申し立て)

第2条 協会が行う定款第4条に記載する事業又はその運営に関する決定事項に対
する競技者及び加盟団体等からの不服申し立てについては、仲裁機構の「スポーツ
仲裁規則」に従って行う仲裁により、解決されるものとする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年2月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

【参考】

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）

スポーツを巡る様々な争いを公平、適性かつ迅速に解決する場を提供する目的で平成15年に設立された。公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障害者スポーツ協会等からの拠出金等により運営されている独立した機関

スポーツ基本法第5条（スポーツ団体の努力）

- 1 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。